

○橋本市日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年12月15日

告示第348号

改正 平成19年8月30日告示第109号

平成20年2月15日告示第17号

平成20年7月1日告示第113号

平成22年3月31日告示第53号

(目的)

第1条 この告示は、橋本市地域生活支援事業に関する規則(平成18年橋本市規則第215号)第2条別表第1に掲げる日常生活用具給付等事業(以下「本事業」という。)の実施に関し必要な事項を定め、在宅の重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業の内容は、日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者等に別表に掲げる要件を満たす6種類の用具(以下「対象用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することとする。

(対象用具の種目及び給付等の対象者)

第3条 対象用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる在宅(情報・意思疎通支援用具及びストーマ装具に限り在宅でない者を含む。)の重度障害者等とする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)により、対象用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者及び本人又は世帯員(本人が満18歳以上の場合にあつては、配偶者に限る。)のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上である者は、対象者から除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、用具の貸与の対象者は、市民税非課税世帯に属する者とする。
- 3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付については、別表の「耐用年数」欄に掲げる期間を経過していない場合は、原則として対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再給付による方が真に合理的かつ効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器を給付する方が対象者にとって用具の使用効果が向上する場合に限り、再給付することができる。

(給付等の申請)

第4条 用具の給付等を希望する対象者(これを現に扶養している者を含む。)は、市長に対し、申請書(様式第1号(その1)又は様式第1号(その2))と給付希望用具見積書を提出するものとする。なお、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)の給付希望者は、申請書の提出時に工事図面、現況の写真及び改修工事見積書を添付するものとする。また、点字図書の給付希望者は、国が指定した点字図書給付対象出版施設(以下「点字出版施設」という。)が発行する点字図書発行証明書(様式第6号。以下「証明書」という。)を添付する。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合、当該対象者の身体的状況、経済状況、家庭環境及び住宅環境等を調査し、調査書(様式第2号(その1)又は様式第2号(その2))を作成するものとする。

(給付等の決定)

第5条 市長は、前条第2項の調査により用具の給付等を決定した場合には決定通知書(様式第3号(その1)又は様式第3号(その2)若しくは様式第3号(その3))及び給付券(様式第4号(その1)又は様式第4号(その2))を、その申請を却下することを決定した場合には却下決定通知書(様式第5号(その1)又は様式第5号(その2))をそれぞれ申請者に交付するものとする。なお、点字図書については、証明書に証明印を押印するものとする。

(用具の給付等)

第6条 前条の規定により用具の給付の決定を受けた者(以下「給付等決定者」という。)は、用具納入業者(以下「業者」という。)に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。また、用具の貸与の決定を受けた者は、用具の貸与を受けるものとする。

2 証明書の交付を受けた者は、証明書に第8条第2項に規定する利用者負担額を添えて点字出版施設に点字図書の発行を申し込み、給付を受けるものとする。

3 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに市長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

(貸与の取消し)

第7条 市長は、対象用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外に転出したとき。

(3) 施設に入所等した(在宅でなくなった)とき。

(4) 重度身体障害者等でなくなったとき。

(5) 用具の貸与を必要としなくなったとき。

(費用の負担)

第8条 給付等決定者又はこの者を扶養する者(以下「納入義務者」という。)は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額(以下「利用者負担額」という。)は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく補装具費の支給の例による。なお、点字図書の利用者負担額は、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額とする。

(業者への支払い)

第9条 市長は、業者から対象用具の給付等に係る費用の請求があったとき(給付の場合は給付券を添付して)は、当該用具の給付等に要した費用から利用者負担額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

(譲渡等の禁止)

第10条 給付等決定者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第11条 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等を受けた者がいるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の特例)

第12条 市長は、重度障害者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、一申請につき6月分を限度として給付券を一括交付することができるものとする。

(排泄管理支援用具の利用者負担額の減免)

第13条 市長は、排泄管理支援用具の給付に限り、対象者が18歳未満であって市町村民税(均等割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。))のみ課税世帯に属する者であるときは、利用者負担額を減免することができる。

(給付等台帳の整備)

第14条 市長は、対象用具の給付等の状況を明確にするため、重度障害者等日常生活用具給付(貸与)台帳及び住宅改修費給付台帳を整備するものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(橋本市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止)

2 橋本市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年橋本市告示第99号)は、廃止する。

(橋本市重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止)

3 橋本市重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年橋本市告示第100号)は、廃止する。

附 則(平成19年8月30日告示第109号)

この告示は、平成19年8月30日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則(平成20年2月15日告示第17号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月1日告示第113号)

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第53号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

日常生活用具交付品目

| 種目 | | 基準単価(円) | 対象者 | 耐用年数 |
|-------------------|--------|-----------------|----------------------------|------|
| 介護・ 訓練支 援用具 | 特殊寝台 | 154,000 | 下肢又は体幹機能障害2級以上 | 8年 |
| | 特殊マット | 19,600 | 下肢又は体幹機能障害1級以上 | 5年 |
| | 特殊尿器 | 67,000 | | |
| | 集尿器 | 8,500 | 下肢又は体幹機能障害1級で高度の排尿機能障害のある者 | 1年 |
| 入浴担架 | 82,400 | 下肢又は体幹機能障害2級以上の | 5年 | |

| | | | | |
|----------|-----------------|---------|--|-----|
| | 体位変換器 | 15,000 | 者で3歳以上 | |
| | 移動用リフト | 159,000 | | 4年 |
| | 訓練いす(児のみ) | 33,100 | 下肢又は体幹機能障害1級以上で原則として3歳以上 | 5年 |
| | 訓練用ベッド(児のみ) | 159,200 | 下肢又は体幹機能障害2級以上 | 8年 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具 | 90,000 | 下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を要する者で原則として3歳以上 | 8年 |
| | ポータブル便器 | 4,450 | 下肢又は体幹機能障害2級以上 | |
| | 移動・移乗支援用具 | 60,000 | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で移動等に介助を必要とする者で3歳以上 | 8年 |
| | 頭部保護帽 | 12,160 | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 てんかんの発作等により頻繁に転倒する療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する者 | 3年 |
| | 特殊便器 | 151,200 | 上肢障害2級以上 | 8年 |
| | 火災警報器 | 15,500 | 火災発生の感知・避難が困難な身 | 8年 |
| | 自動消火器 | 28,700 | 体障害者手帳2級以上又は療育手帳の判定が重度以上又は精神障害者保健福祉手帳1級の者で障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | |
| | 電磁調理器(音声ガイド付き) | 41,000 | 視覚障害2級以上 | 6年 |
| | 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 7,000 | 視覚障害2級以上 | 10年 |
| | 聴覚障害者用屋内信号装置 | 87,400 | 聴覚障害2級以上 | 10年 |
| 在宅療 | 透析液加温器 | 51,500 | 腎臓機能障害3級以上 | 5年 |

| | | | | | |
|-------------------------|--------------------------|-----------|---|--------------|---------|
| 養等支 援用具 | ネブライザー(吸入器) | 36,000 | 呼吸器機能障害3級以上又は医師 | 5年 | |
| | 電気式たん吸引器 | 56,400 | の意見書によって必要と認めら れる3級以上の身体障害者 | | |
| | 酸素ボンベ運搬車 | 17,000 | 在宅酸素療法者 | | 10 年 |
| | 盲人用体温計(音声式) | 9,000 | 視覚障害2級以上 | | 5年 |
| | 盲人用体重計 | 18,000 | | | |
| 情報・ 意思疎 通支援 用具 | 携帯用会話補助装置 | 98,800 | 音声言語機能障害又は肢体不自 由者又は療育手帳の判定が重度 以上の者であって発声発語に著 しい障害を有する者 | 5年 | |
| | 情報・通信支援用具 | 100,000 | 上肢機能障害2級以上又は視覚障 害2級以上 | 1回 の み | |
| | 点字ディスプレイ | 383,500 | 視覚障害2級以上及び聴覚障害2 級以上の重複障害者 | 6年 | |
| | 点字器 | 10,400 | 視覚障害 | 5年 | |
| | 点字タイプライター | 63,100 | | | |
| | 視覚障害者用ポ ータブルレコー ダー | 録音再生機 | 85,000 | 視覚障害2級以上 | 6年 |
| | | 再生専用機 | 35,000 | | |
| | 盲人用テープレコーダー | 23,000 | 視覚障害2級以上 | 5年 | |
| | 視覚障害者用活字文書読上げ 装置 | 99,800 | 視覚障害2級以上 | 6年 | |
| | 視覚障害者用拡大読書器 | 198,000 | 視覚障害 | 8年 | |
| | 盲人用時計 | 触読 | 10,300 | 視覚障害2級以上 | 10 年 |
| | | 音声 | 13,300 | | |
| | 視覚障害者用音声ICタグレコ ーダー | 59,800 | 視覚障害2級以上 | 10 年 | |
| | 視覚障害者用ワードプロセッ | 1,030,000 | 視覚障害 | | |

| | | | | |
|----------|---|---------------------------------|---|--------------|
| | サー(共同利用) | | | |
| | 点字図書 | | 視覚障害者で年間6タイトル又は24巻を限度とする | |
| | 聴覚障害者用通信装置 | 71,000 | 聴覚障害 | 5年 |
| | 聴覚障害者用情報受信装置 | 88,900 | | 6年 |
| | 人工喉頭 | 70,100 | 喉頭摘出者 | 5年 |
| | 福祉電話(貸与) | | 視覚・聴覚・肢体障害2級以上で市民税非課税世帯 | |
| 排泄管理支援用具 | ストーマ装具(洗腸用具、サラン、ガーゼ等衛生用品を含む。) | 尿袋月額 11,640 便袋月額 8,860 | ぼうこう機能障害者 直腸機能障害者 | |
| | 紙おむつ | 月額 12,000 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度の排便又は排尿機能障害者 ・ 脳性まひ等3歳未満の発症で脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示困難な者(3歳以上) ・ 3歳から小学校就学の始期に達するまでに障害が発生し、寝たきり若しくは常時失禁状態にあつて、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> (1) 肢体不自由の身体障害者手帳(2級以上に限る。)の交付を受けた者 (2) 肢体不自由の身体障害者手帳と重度の療育手帳両方の交付を受けた者 | |
| 住宅改修費 | (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑 | 200,000 | 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有す | 1回 の み |

| | |
|--|---|
| 化等のための改修 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取 替え | る3級以上の者(ただし、特殊便器 への取替えについては上肢障害2 級以上) |
|--|---|

様式第1号(その1)(第4条関係)

| 日常生活用具給付(貸与)申請書 | | | | | | | | | |
|--|-----------|--|-------------------------|-----------|---|---|-----------------------|--|--|
| 橋本市長 様 | | | | | | 年 月 日 | | | |
| 申請者 | | | | | | 住所 | | | |
| 氏名 | | | | | | 氏名 ㊟ | | | |
| (対象者との続柄) | | | | | | | | | |
| 下記により日常生活用具の給付(貸与)を申請します。 | | | | | | | | | |
| 対 象 者 | 氏名 | | | | 男・女 | 生年月日 | 年 月 日(歳) | | |
| | 住所 | | | | | | | | |
| | 身体障害者手帳番号 | | | 県 | 第 号 | 年 月 日交付 | | | |
| | 障害名 | | | | | 障害等級 | 級 | | |
| 世 帯 の 状 況 | 氏名 | 対象者の続柄 | 生年月日 | 職業 | 備考〔対象者に対する介護の状況等〕 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 給付(貸与)を希望する理由 | | | | | | | | | |
| 現在の住いの状況 | | 住宅 | 1 自宅 2 借家 (貸主の諾否) | 浴槽 | 1 和式 2 洋式 3 なし | 便器 | 1 和式 2 洋式 3 携帯用 | | |
| 現在の 介護の 状況 | 入浴 | 1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭と もしていない 4 自分でできる | | 排便 | 1 他人の介助が必要 2 便器(携帯用) 使用 3 自分でできる | | 移動 | 1 車いす使用 2 他人の介助が必要 (一部、全部) 3 自分でできる | |
| | | | | | | | | | |
| 給付(貸与)を受けたい用具の名称 | | | | 希望する形式規模等 | | | | | |
| 給付(貸与)上特に希望する事項 | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | |
| (注意) 1 この申請書には、当該障害者等の属する世帯の市町村民税の課税額を証明する書類を添付すること。 2 様式中、給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。 | | | | | | | | | |

様式第1号(その2)(第4条関係)

| 住宅改修費 給 付 申 請 書 | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------|------------|-------------------|--------------------------------|------------|--------------------|---------|-------|---|-----------------------|--|
| | | | | | | | | 年 月 日 | | | |
| 橋本市長 様 | | | | 申請者 住 所 氏 名 (対象者との続柄) | | | | | | ㊟ | |
| 下記により住宅改修費の給付を申請します。 | | | | | | | | | | | |
| 対 象 者 | 氏 名 | | 男・女 | 生年月日 | 年 月 日(歳) | | | | | | |
| | 住 所 | | | | | | | | | | |
| | 障害者手帳番号 | | 県 第 号 | 年 月 日交付 | | | | | | | |
| | 障害名 | | | | 障害等級 | 級 | | | | | |
| 施設入所希望の有無 | | | | 希望(施設) | | 希望しない | | | | | |
| 世 帯 の 状 況 | 氏 名 | 対象者との続柄 | 生年月日 | 職 業 | 備考 | 対象者に対する 介 護の状況等 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 給付を希望する理由 | | | | | | | | | | | |
| 改修を行う住宅の住所 | | | | | | | | | | | |
| 改 修 工 事 内 容 | 区 分 | | | | 居室生活動作補助用具 | | | | | | |
| | 1 手すりの取付け | 2 床段差の解消 | | | 1 便器 | | | | | | |
| | 3 床材の変更 | 4 扉の取替え | | | 2 手すり | | | | | | |
| | 5 便器の取替え | | | | 3 スロープ | | | | | | |
| | 6 その他() | | | | 4 その他() | | | | | | |
| | 過去の日常生活用具等の給付又は貸与の状況 | | | | | | | | | | |
| 区 分 | | 給付形態 | | 給付等年月日 | | 給付等内 容 | | | | | |
| 日常生活用具 | | 給付・貸与 | | 年 月 日 | | (例)湯沸器、特殊マット | | | | | |
| 住宅改修費 | | 給 付 | | 年 月 日 | | (例)手すりの取付け | | | | | |
| 現在の 住まい の 状 況 | 住 宅 | 1 自 宅 | 借家の 場合貸 主諾否 | 1 承 諾 | 浴 槽 | 1 和 式 | 便 器 | 1 和 式 | 移 | | |
| | | 2 借 家 | | 2 否(いつ承諾 を得るか) | | 2 洋 式 | | 2 洋 式 | | | |
| 現在の 介護の 状 況 | 入 浴 | 1 他人の介助が必要 | | 排 便 | 1 他人の介助が必要 | | 1 車いす使用 | | | | |
| | | 2 清拭のみ | | | 2 便器(携帯用) | | | | | 2 他人の介助が必要 (一部、全部) | |
| 3 入浴、清拭とも していない | | 3 自分でできる | | 3 自分でできる | | 3 自分でできる | | | | | |
| 4 自分でできる | | | | | | | | | | | |
| (注意)この申請書には、当該身体障害者等の属する世帯の前年度分市町村民税の課税額を証明する資料を添付すること。 | | | | | | | | | | | |

様式第2号(その2)(第4条関係)

| 調 査 書(住宅改修費給付事業) | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---------------|--|-------|--|-----------------------|---|-----------------------|---------------------|-------------|
| ①申請書受理番号 年 月 日 | | 第 号 年 月 日 | | ②申請者 氏 名 | | | ③対象者との続柄 | | |
| ④ 対 象 者 | 氏 名 | | 男・女 | | 生年月日 | | 年 月 日(歳) | | |
| | 住 所 | | | | | | | | |
| | 身体障害者 手帳番号 | | | 障害名 | | 障害 等級 | | 施設入所 の有・無 | |
| ⑤ 世 帯 員 の 状 況 | 氏 名 | | 年 齢 | 対 象 者 と の 続 柄 | 課 税 状 況 | | | 備 考 | |
| | | | | | 当該年度分 市町村民税 均等割 | | 当該年度分 市町村民税 所得割 | | 前年度分 所得税 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| ⑥ 世帯区分 | | 生 被保護世 保 帯 | | 低 市町村民税 1 非課税世帯 | | 低 市町村民税 2 非課税世帯 | | 一 市町村民 税課税世 帯 | |
| ⑦住まいの 状 況 | | 1 自 家 2 借 家 (貸主の 諾否) | | ⑨ 給付(貸与) 後の介護の 状況 | | 1 自力で(入浴・排便・移動)ができるようになる 2 一部介助で(入浴・排便・移動)ができるようになる 3 給付しても(入浴・排便・移動)は他人の一部介助が必要 4 給付しても(入浴・排便・移動)は他人の全介助が必要 5 その他() | | | |
| ⑧施設入所 の申請の 有・無 | | 1 申請し ている 2 申請し ていない | | 入 浴 ・ 排 便 ・ 移 動 の 該 当 す る 部 分 に ○ 印 | | | | | |
| ⑩ 住宅改修費 給付の必要 の有・無 | | 1 有 2 無 | | ⑪ 給 付 す る (し な い) 理 由 | | | | | |
| ⑫ 住 宅 改 修 工 事 の 内 容 | | ⑬ 予 定 格 | | 円 | | ⑭ 給付を受ける 者又は扶養 する者が支払 うべき額 | | 円 | |
| ⑮ 公 費 負 担 額 | | 円 | | 円 | | | | | |
| ⑯ そ の 他 特 記 事 項 | | ※ 改修工事を行う住宅の所在地や給付する居宅生活動作補助用具 (手すりや便器等)について記載する。 | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | 調査員 役職名 氏 名 ㊟ | | | | | |

(注)改修工事見積書や工事図面を必ず添付し、工事の内容を明確にしておくこと。

様式第3号(その1)(第5条関係)

第 号

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

橋本市長



先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

| 給付番号 | 第 号 | 給付決定年月日 | 年 月 日 |
|------------------|---|----------------------|-------|
| 対象者氏名 | | 障害者手帳番号 | |
| 給付する用具名(含む形式規模等) | | 納入業者名 | |
| | | 納入業者の住所 | (電話) |
| 価 格 | 円 | 給付等決定者又は扶養義務者が支払うべき額 | 円 |
| 注 意 事 項 | <p>1 用具は、対象者又はこれを扶養するものがその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p> <p>4 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>5 この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、橋本市を被告(橋本市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。</p> <p>ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> | | |

様式第3号(その2)(第5条関係)

| | | | | | |
|--|--|------------------------------|---------------|-------|---|
| 第 号 | | | | | |
| 住宅改修費給付決定通知書 | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| (申請者) 様 | | | | | |
| 橋本市長 印 | | | | | |
| さきに申請のありました住宅改修費につきましては、審査の結果次のとおり決定しましたので通知します。 | | | | | |
| 給付番号 | 第 | 号 | 給付決定日 | 年 月 日 | |
| 対象者氏名 | | | 身体障害者 手帳番号 | | |
| 改修する住宅の住所 | | | | | |
| 住宅改修の内容 及び給付する居 宅生活動作補助 用具名 | | | 業 者 名 | | |
| | | | 業 者 の 住 所 | (電話) | |
| 価 格 | 円 | 給付等決定者又 は扶養義務者が 支払うべき額 | 円 | 公費負担額 | 円 |
| 注意事項 | <p>1 住宅改修費は、対象者又はその扶養義務者がその負担能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、速やかに支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p> <p>4 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>5 この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、橋本市を被告(橋本市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。</p> <p>ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> | | | | |

様式第3号(その3) (第5条関係)

日常生活用具貸与決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

橋本市長



先に申請のありました日常生活用具の貸与につきましては、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

| | | | |
|----------------------|--|-----------------|-------|
| 貸与番号 | 第 号 | 貸与決定日 年 月 日 | 年 月 日 |
| 対象者氏名 | | 用具の引渡日 年 月 日 | 年 月 日 |
| 身体障害者手帳番号 | | | |
| 貸与する用具名 (含む形式規模等) | | | |
| 注意事項 | <p>1 貸与された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。</p> <p>2 用具の一部又は全部をき損し、又は滅失した場合には、直ちに市町村にその状況を報告し、その指示に従ってください。</p> <p>3 用具を必要としなくなったときは、速やかに市町村に申し出てください。</p> <p>4 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>5 この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、橋本市を被告(橋本市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。</p> <p>ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> | | |

様式第4号(その1)(第5条関係)

| 日常生活用具給付券 | | | |
|---|------------------------|--|--|
| ①給付番号 | 第 号 | ②給付券発行日 年 月 日 | 年 月 日 |
| ③対象者氏名 | | ④生年月日 | 年 月 日 (歳) |
| ⑤居住地 | | | |
| ⑥扶養する者氏名 | | ⑦対象者の続柄 | |
| 給付する用具名(型式、規模等) | ⑨価 格 | ⑩給付等決定者又は扶養する者が支払うべき額 | ⑪公 費 負 担 額 |
| | 円 | 円 | 円 |
| ⑫納入業者名 | | ⑬納入業者の住所 | (電話) |
| ⑭この券の有効期限 | 受給者が業者に提示する期限 | 年 月 日 | 業者の請求の支求限 年 月 日 |
| 上記のとおり決定する。 年 月 日 | | | |
| 橋本市長 印 | | | |
| ⑮業者の納付した日 | ⑯給付を受けた者又は扶養する者から受領した額 | ⑰受領業者名及び年月日 | |
| 年 月 日 | 円 | 年 月 日 印 | |
| ⑱用具受領者氏名印 | ⑲検 収 者 | 職 名 | 氏 名 印 |
| ⑳ その他特記事項 | | | |

(注) 本表の①～⑭⑱は市が、⑮～⑰は納付した業者が、⑱は受領者が記入すること。

様式第4号(その2)(第5条関係)

| 住宅改修費給付券 | | | | |
|---|---|--------------------------------|----------------|--------------------------|
| ① 給付番号 | 第 号 | ② 給付券発行日 年 月 日 | 年 月 日 | |
| ③ 対象者氏名 | | ④ 生年月日 | 年 月 日 (歳) | |
| ⑤ 居住地 | | | | |
| ⑥ 扶養する者氏名 | | ⑦ 対象者との続柄 | | |
| ⑧ 住宅改修工事の内容 | ⑨ 価 格 | ⑩ 給付等決定者又は扶養する者が支払うべき額 | ⑪ 公 費 負 担 額 | |
| | 円 | 円 | | 円 |
| ⑫ 業 者 名 | | ⑬ 業 者 の 住 所 | (電話) | |
| ⑭ この券の有効期限 | 受給者が業者に提示する期限 | 年 月 日 | 業者の公費支払請求期限 | 年 月 日 |
| 上記のとおり決定する 年 月 日 橋本市長 <input type="checkbox"/> | | | | |
| ⑮ 改修工事の完了した日 | ⑯ 給付等決定者又は扶養する者から受領した額 | ⑰ 受領業者名及び年月日 | | |
| 年 月 日 | 円 | 年 月 日 <input type="checkbox"/> | | |
| ⑱ 住宅改修費給付対象者氏名印 | 記入年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> | ⑲ 確 認 者 職 名 氏 名 | 確認年月日 年 月 日 | <input type="checkbox"/> |
| ⑳ そ の 他 特 記 事 項 | | | | |

(注)本表の①～⑭⑱⑳は市が、⑮～⑰は業者が、⑱は住宅改修費給付対象者が記入すること。なお、⑮⑱⑲については工事完了後に記入すること。

様式第5号(その1)(第5条関係)

第 号

却 下 決 定 通 知 書

年 月 日

(申 請 者) 様

橋本市長



(却下の理由)

年 月 日に申請がありました日常生活用具の 給付
貸与 につきまして

は、審査の結果却下することに決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日から起算して60日以内に、県知事に対して審査請求することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを審査請求することができなくなります。)

この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、橋本市を被告(橋本市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。

ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(注) 給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。

様式第5号(その2)(第5条関係)

第 号

却 下 決 定 通 知 書

年 月 日

(申 請 者) 様

橋本市長



(却下の理由)

年 月 日に申請がありました住宅改修費の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日から起算して60日以内に、県知事に対して審査請求することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを審査請求することができなくなります。)

この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、橋本市を被告(橋本市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。

ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第6号(第4条関係)

点 字 図 書 発 行 証 明 書

給付申請書

氏 名

住 所 橋本市

電話番号

給付申請図書

図 書 名

出版施設名 印

価 格 円

巻 数

自己負担額 円

給付証明書

上記の点字図書を給付することを証明する。

橋本市長 印

様式第1号(その1)(第4条関係)
様式第1号(その2)(第4条関係)
様式第2号(その1)(第4条関係)
様式第2号(その2)(第4条関係)
様式第3号(その1)(第5条関係)
様式第3号(その2)(第5条関係)
様式第3号(その3)(第5条関係)
様式第4号(その1)(第5条関係)
様式第4号(その2)(第5条関係)
様式第5号(その1)(第5条関係)
様式第5号(その2)(第5条関係)
様式第6号(第4条関係)